

「学力向上支援サポーター」活動要領

大阪市教育局

- 1 「学力向上支援サポーター」（学びサポーター・理科補助員）の活動（以下「活動」という。）については、大阪市教育局の管理下において活動し、配置校の校長・副校長・教頭・その他教職員（以下「教職員」という。）の指示に従うものとします。
- 2 「学力向上支援サポーター」は、活動に際して知り得た児童生徒の個人情報その他の秘密については、漏えい、提供、又は不当な目的での利用等をしてはいけません。活動終了後も同様とします。また、児童生徒の個人情報を不当な目的で収集してはいけません。
- 3 活動に当たっては上記2のほか、個人情報に係る取扱いについては、大阪市個人情報保護条例その他関係規程に基づくものとします。
- 4 「学力向上支援サポーター」が児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントその他本市教育に対する重大な信用失墜行為をした場合は、登録が削除されます。
当該行為が故意又は重大な過失による場合、当該行為に賠償責任が生じる場合があります。
- 5 活動中は、教職員と連携して児童生徒の安全確保に努めるものとします。
- 6 万一、活動中に事故が発生した場合は、保険により定められた範囲において補償されます。なお、保険加入手続・保険料の負担は大阪市教育局が行います。


同意 確認 書	<p>私は「学力向上支援サポーター」として活動するにあたり、上記活動要領に同意することを誓約いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">署 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
教育委員会事務局記入欄	

「学力向上支援サポーター」の募集、配置等に関連し、記入していただいた個人情報は、個人情報保護法、大阪市個人情報保護条例に基づき厳格に取り扱い、本市事業の遂行に必要な範囲でのみ使用します。

【記入例】「学力向上支援サポーター」活動要領

大阪市教育局

- 1 「学力向上支援サポーター」（学びサポーター・理科補助員）の活動（以下「活動」という。）については、大阪市教育局の管理下において活動し、配置校の校長・副校長・教頭・その他教職員（以下「教職員」という。）の指示に従うものとします。
- 2 「学力向上支援サポーター」は、活動に際して知り得た児童生徒の個人情報その他の秘密については、漏えい、提供、又は不当な目的での利用等をしてはいけません。活動終了後も同様とします。また、児童生徒の個人情報を不当な目的で収集してはいけません。
- 3 活動に当たっては上記2のほか、個人情報に係る取扱いについては、大阪市長官制個人情報保護条例その他関係規程に基づくものとします。
- 4 「学力向上支援サポーター」が児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントその他本市教育に対する重大な信用失墜行為をした場合は、登録が削除されます。
当該行為が故意又は重大な過失による場合、当該行為に賠償責任が生じる場合があります。
- 5 活動中は、教職員と連携して児童生徒の安全確保に努めるものとします。
- 6 万一、活動中に事故が発生した場合は、保険により定められた範囲において補償されます。なお、保険加入手続・保険料の負担は大阪市教育局が行います。

同意確認書	<p>私は「学力向上支援サポーター」として活動するにあたり、上記の活動要領に同意することを誓約いたします。</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 4 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">署名 大阪花子 </p>
教育委員会事務局記入欄	
<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">朱肉の印鑑で押印してください。</div>	

「学力向上支援サポーター」の募集、配置等に関連し、記入していただいた個人情報は、個人情報保護法、大阪市長官制個人情報保護条例に基づき厳格に取り扱い、本市事業の遂行に必要な範囲でのみ使用します。